

## 障害者差別解消法改正について

### 1. 法改正の背景

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、平成 28 年 4 月に施行されたのち、法施行後 3 年を経過した場合、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは見直しを行うとされていた。

令和 3 年 6 月、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や情報の収集・提供など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正法が公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行される。

### 2. 改正法の概要

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
  - ・事業者による合理的配慮の提供の義務化が、これまでは「努力義務」であった合理的配慮の提供が「義務」となる
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
  - ・障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成、確保する責務が明確化される
  - ・地方自治体においても、障害を理由とする差別や解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供が努力義務となる

### 3. 基本方針の改定

- ・不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例の追加
- ・合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例の追加
- ・合理的配慮の提供にあたり建設的対話・相互理解の重要性
- ・障害のある女性、障害のある子供等への留意
- ・相談体制の整備について市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組むことの記載

### 4. 改正法施行に向けた取組み（2023. 7. 24 時点）

- (1) 国（内閣府）
  - ・障害者・事業者・地方公共団体等からの相談に対して、法令の説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担う相談窓口試行事業を実施（令和 5・6 年度）
  - ・事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表

- 有識者等による検討会を立ち上げ、国や地方公共団体における相談対応人材の育成に資する相談対応マニュアルを作成する事業を実施（令和5年度）
- 「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」の作成
- 事業者を対象とした改正法の周知用リーフレットの作成
- 各府省庁や地方公共団体等から収集した事例を基にした「障害者差別解消に関する事例データベース」の構築及び「合理的配慮の提供等事例集」改訂版の作成

## （2）兵庫県

- 障害者差別解消支援地域協議会の開催（事例収集・共有）
- 障害者差別解消に関する県市町担当者意見交換会等の開催（神戸市と共催）
- 民間事業者等に対する合理的配慮アドバイザーの派遣
- 民間事業者向けセミナーの開催
- 県内経済団体と連携した周知活動
- グッズやリーフレット等の改訂・作成

## （3）神戸市

- 障害者差別解消支援地域協議会の開催（事例収集・共有）
- 民間事業者における合理的配慮の取組み事例の紹介
- 市民啓発・事業者啓発に向けたイベント参加
- 障害者差別解消法に関するリーフレットの改訂
- 神戸市職員対応要領の改訂
- 神戸市名入封筒（役所から送付する封筒）に音声コードの添付と点字の刻印  
（※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法に基づく情報保障）